

脱サラ 起業 ここがポイント

しゅんじ
木村俊治
公認会計士・税理士

も多いと思えますが、平成18年から新しく設立が可能となりました。株式会社は、株式会社が広く出資者を募ることを前提にしているのに対し、合同会社は限られた出資者を想定しており、かつ、株式会社よりは社内運営の自由度があります。例えば、合同会社は株式会社と同じで、出資者は出資の範囲までしか責任を負いません。ただし、株式会社は出資者と経営者が必ずしも

リットは、株式会社と比較すると認知度が低いことです。名刺交換したとき、相手に合同会社とは何かというところから説明しなくてはならない場合もあるようです。最近では、外資系の日本法人の中に合同会社が増えていきますから、時間が経つにつれてこのデメリットも薄れてくるかもしれません。起業の選択肢に加えておいたらいいかと思います。

最後に、会社ではありませんが、社団法人についても薄れてくるかもしれませんが、社団法人についてお話しします。社団法人というのは、営利を

目的としな
い人の集まりで、それ
に対して法人
格が与え
られます。

一般社団法人で 起業のメリット

利用する可能性は
まずないので説明
を省きます。会社
といえば株式会社
を想像するでしょ
うが、実は合同会
社で起業するケースが最
近増えているので、株式
会社と比較しながらお話
します。

合同会社を知らない方

一致しませんが、合同会社の場合には出資者は業務執行社員として経営にあたることとなります。利益の分配でも、株式会社は原則として出資の比率に応じて分配されますが、合同会社は定款に定めることで出資の比率と異なる比率で分配することも可能となります。これにより、出資額でなく、その人の会社への貢献度に応じて分配することも可能になります。

このような違いはありますが、実際に会社運営する上で違いを感じることはほぼないはずです。一番大きな違いは、会社

を設立するときの費用が

合同会社は、株式会社と比較すると10万円以上安くなる傾向です。起業時、少しでもお金を節約したい場合は、この部分はメリットであり、そのため、最近、合同会社を選択する人が多いのです。

一方、合同会社のデメ

公益と一般があります。公益社団法人になるには、厳しい条件をクリアして許認可が必要ですが、一般社団法人の場合、登記すれば設立できますし、利益を求めなくても問題はありません。特に問題はありませんが、一般社団法人の場合、登記すれば設立できませんし、利益を求めると、非営利ではないと思われるかもしれません。例えば、給料も払えます。ただ、利益があっても分配はできません。非営利とは、利益を分配しないことなので、そこで、利益は次期に繰り越して給料でもらえばいいこととなります。

社団法人は非営利組織ということから、公共性が高い組織だというイメージされることが多いので、起業の種類によってはメリットが大きいはずですが、一般社団法人という形式も、起業の選択肢に加えることをお勧めします。

(おわり)